○上尾伊奈資源循環組合議会交際費公開基準

令和５年８月９日管理者決裁

上尾伊奈資源循環組合議会交際費公開基準

第１　目的

この基準は、議会交際費の使途に関する情報を積極的に公開することにより、議会交際費の支出における透明性の向上を図り、もって住民に開かれ、信頼される組合議会の一層の推進に資することを目的とする。

第２　組合交際費

議会交際費とは、組合議会を代表して交際を行う上で特に必要であると議長が認める場合に、予算の範囲内で支出する経費をいう。

第３　公開の方法及び内容

議会交際費の使途に関する情報の公開は、支出日、支出内容及び支出額を組合のホームページに掲載して行うものとする。

第４　その他

この基準に定めるもののほか、議会交際費の使途に関する情報の公開に関し必要な事項は、社会経済情勢の変化等に十分に配慮した上で、この基準の目的に照らし、適切に判断するものとする。

附　則

この基準は、令和６年１月１日から施行する。